

目次（法令）

火薬類取締法	1
輸出貿易管理令の運用について（運用通達）	12
・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令	19
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	31
輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令	239
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書	304
ロッテルダム条約	356
農薬取締法	534
・ 農薬の販売の禁止を定める省令	534
毒物及び劇物取締法	546
・ 毒物及び劇物指定令	555
労働安全衛生法施行令	563
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	570
・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	570
麻薬及び向精神薬取締法	599
・ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令	651、699
大麻取締法	746
あへん法	746
覚せい剤取締法	747
・ 覚せい剤原料を指定する政令	755

目次（項目）

別表第一の一の項（三）「火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料」	1
別表第一の一の項（四）「火薬又は爆薬の安定剤」	12
別表第一の一の項（十三）「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品」	19
別表第一の二の項（一）「核燃料物質又は核原料物質」	31
別表第一の二の項（三）「 壘 素又は重水素化合物」	72
別表第一の二の項（四）「人造黒鉛（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」	107
別表第一の二の項（九）「ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属」	108
別表第一の二の項（十八）「ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。）」	108
別表第一の二の項（十九）「核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質（（一）に掲げるものを除く。）」	117
別表第一の二の項（二十）「ほう素一〇」	118
別表第一の二の項（二十一）「核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質」	123
別表第一の二の項（二十三）「ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品」	123
別表第一の二の項（二十四）「リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品」	124

別表第一の二の項（二十六）「ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品」 -----124

別表第一の二の項（四十七）「トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物」 -----125

別表第一の三の項（一）「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの」 -----125

別表第一の四の項（六）「推進薬又はその原料となる物質」 -----181

別表第一の四の項（十五）三「タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉」 -----205

別表第一の五の項（十二）「冷媒用に使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの」 -----206

別表第一の五の項（十六）「ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンエーテルケトン、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン」 -----215

別表第一の五の項（十九）「ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン（二及び四項の中欄に掲げるものを除く）」 -----215

別表第一の七の項（二十）「アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物」 -----224

別表第一の七の項（二十一）「燐、砒素又はアンチモンの水素化物」 -----257

別表第一の一四の項（一）「粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」 -----258

別表第一の一四の項（二）「火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて経済産業省で定めるもの」 -----259

別表第一の一四の項（九）「催涙剤若しくはくしゃみ剤（個 躰身用のものを除く）又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」 -----285

別表第一の一五の項（三）「核熱源物質（二の項の中欄に掲げるものを除く。）」-----289

別表第二の二一の三の項「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」 -----289

別表第二の三五の項「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書Cおよび附属書Eに掲げる物質」 -----304

別表第二の三五の三の項（一）「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」 -----356

別表第二の三五の三の項（二）「農薬取締法（昭和23年法律第82号）第一条の二第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの」 -----534

別表第二の三五の三の項（三）「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第二条第三項に規定する特定毒物（（一）に掲げるものを除く。）」-----546

別表第二の三五の三の項（五）「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第十六条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる物（（一）に掲げるものを除く。）」-----563

別表第二の三五の三の項（六）「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質（（一）に掲げるものを除く。）」---570

別表第二の四二の項「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」 -----599